

育和白鷺学園今林園 重要事項説明書

保育の実施の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人育和白鷺学園
所 在 地	大阪市東住吉区杭全 3-9-17
電 話 番 号	06-6719-2697
代表者氏名	理事長 寺田 修

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	育和白鷺学園今林園
施 設 の 所 在 地	大阪市東住吉区今林 2-11-6
連 絡 先	電話番号 06-6754-2897 FAX 06-6754-7461
管 理 者	園長 北野 いくこ
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 10人 1歳児 16人 2歳児 16人 3歳児 16人 4歳児 16人 5歳児 16人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 48人 満1歳以上満3歳未満の児童 32人 満1歳未満の児童 10人
開 設 年 月 日	昭和57年 5月 1日
事 業 所 番 号	2710051004630
ホ ー ム ペ ー ジ	https://ikuwashirasagi.or.jp/

3 施設の目的・運営方針

育和白鷺学園今林園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の実施に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		661 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 陸屋根4階建のうち1～4階
	延べ面積	756.31 m ²
園庭		地上園庭313 m ² その他186.18 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室 兼ほふく室	2室	0才児、1才児
保育室	4室	2才児、3才児、4才児、5才児
遊戯室	1室	
調理室	1室	
事務室	1室	兼保健室

5 実施する保育等の内容

当園は、新保育所保育指針（平成30年4月1日より施行）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び延長保育の実施

下記8に記載する時間において、保育を実施します。

(2) 健康支援

当園では健康支援として下記の事項を推進しています。

- ・衛生的で、安全な保育環境を整える
- ・感染症の発症時、集団への感染拡大を防止する
- ・子どもの健康状態を継続的に把握し、ケガや体調不良時のケアに努める
- ・子どもの健康増進、病気の早期発見、病気の予防に努める
- ・保護者と連携し、子どもの健康を守る
- ・子どもが自分の身体を知り、自ら健康を考え実践していけるように援助する
- ・配慮が必要な子どもへの援助
- ・子どもと過ごす職員が健康であることへの支援

6 職員の職種、員数及び職務の内容（令和6年4月現在）

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園の業務を統括する	1	1		
主任 保育士	園長を補佐し保育内容について保育士を統括する。	1	1		
保育士	保育に従事し、その計画の立案、記録及び家庭連絡等の業務を行う。	15	11	4	
調理員	給食業務に従事する。	2	2		

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
主任保育士	正規の勤務時間帯（9：00～17：45）
保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）
調理員	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を実施する日

保育を実施する日は、月曜日から土曜日までとします（土曜日は事前予約が必要です）。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）・夏季休暇（2024年度は8月13日から15日の予定）・祝祭日・創立記念日（7月1日）[7/1が平日の場合は直近の土曜日]を除きます。

8 保育を実施する時間

保育を実施する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を実施する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

ただし、土曜日については、当園の閉所時間（17時）までの保育となります。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、延長保育を実施いたします（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が

必要となります)。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を実施する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時(土曜日は17時)までの範囲内で、延長保育を実施いたします(延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

※ 延長保育については別表を参照して下さい。

9 食事の提供、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供

自園調理

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時頃	11時頃	15時頃	
1歳児	10時頃	11時半頃	15時頃	
2歳児	10時頃	11時半頃	15時頃	
3歳児		12時頃	15時頃	
4歳児		12時頃	15時頃	
5歳児		12時頃	15時頃	

※ 献立表は毎週別途お知らせします。

(2) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の実施に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科・外科

医療機関の名称	樋口外科
医院長名又は医師名	樋口 徹 医師
所在地	大阪市東住吉区中野 1-5-6
電話番号	06-6702-1205

(2) 歯科

医療機関の名称	ヒグチ歯科クリニック
医院長名又は医師名	樋口 治良 医師
所在地	大阪市東住吉区北田辺 6-15-45
電話番号	06-6624-1182

(3) 耳鼻咽喉科

医療機関の名称	康耳鼻咽喉科
医院長名又は医師名	康 勲 医師
所在地	大阪市生野区田島 5-6-15
電話番号	06-6751-4000

(4) 眼科

医療機関の名称	堀田眼科
医院長名又は医師名	永江 康信 医師
所在地	大阪市東住吉区北田辺 4-13-3
電話番号	06-6719-1229

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・AED 有 ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・スプリンクラー 無
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 月に1回子どもの権利条約の学習会を実施

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 安藤泰子（主任保育士）
	・ご利用時間 9：00～17：00
第三者委員	・電話番号 06-6754-2897
	FAX 06-6754-7461
担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	近藤 遼
	電話番号 06-6761-1171 一般社団法人大阪市私立保育園連盟会長

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

(1) 災害共済給付

保険の種類	独立行政法人 日本スポーツセンター 災害共済給付
保険の内容	保育中の事故やけが等に対する補償
保険金額	最高3,770万円

※詳しくは、入園時に配布する「災害共済給付制度のお知らせ」を御確認ください。

(2) 園児事故対策共済

保険の種類	一般社団法人 大阪市私立保育園連盟 園児・職員事故対策共済
保険の内容	保育中の事故やけが等に対する補償
保険金額	最高10万円

(3) 賠償責任保険

保険の種類	三井住友海上火災保険 賠償責任保険
保険の内容	保育中の事故やけが等に対する補償
保険金額	最高2億円

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和3年	令和4年	令和5年
0歳児	5人	4人	4人
1歳児	14人	16人	15人
2歳児	11人	15人	16人
3歳児	13人	15人	16人
4歳児	19人	16人	14人
5歳児	9人	19人	16人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
自己評価の実施状況	毎年度実施	良好

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

なし

23 当園におけるその他の留意事項

宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
----------------	---

別表

1 保育の実施に要する実費に係る利用者負担金 ※金額は多少変動があります。

項目	内容、負担を求める理由及び目的	年令	金額
用品代等	おたんじょう証書(¥350), おやつ用小皿(¥450), コップ(¥650), スタッキングベッドキルトパッド(¥2,310、杭全園のみ), れんらくちょう(¥630(3冊), 名札(¥160), 氏名のゴム印(¥290), 補助バッグ(¥550)	6年保育	【育和白鷺学園】 年額 5,390円 【育和白鷺学園今林園】 年額 3,080円
	おたんじょう証書(¥350), おやつ用小皿(¥450), コップ(¥650), れんらくちょう(¥630(3冊)), 名札(¥160), 氏名のゴム印(¥290), 補助バッグ(¥550)	5年保育	年額 3,080円
	おたんじょう証書(¥350), おやつ用小皿(¥450), コップ(¥650), れんらくちょう(¥630(3冊)), 名札(¥160), 氏名のゴム印(¥290), 補助バッグ(¥550), パステル(¥760), 粘土(¥530), 粘土板(¥400), 粘土ケース(¥380)	4年保育	年額 5,150円
	おたんじょう証書(¥350), おやつ用小皿(¥450), コップ(¥650), 名札(¥160), 氏名のゴム印(¥290), 補助バッグ(¥550), おたより帳とシール(¥800), 園のリュック(¥5,000), パステル(¥760), 粘土(¥530), 粘土板(¥400), 粘土ケース(¥380), 工作のり(¥210), らんらんマーカー(¥630), はさみ(¥520), お道具箱(¥990), じゅうが帳(¥440)	3年保育	年額 13,110円
	おたんじょう証書(¥350), おやつ用小皿(¥450), コップ(¥650), 名札(¥160), 氏名のゴム印(¥290), 補助バッグ(¥550), おたより帳とシール(¥800), 園のリュック(¥5,000), パステル(¥760), 粘土(¥530), 粘土板(¥400), 粘土ケース(¥380), 工作のり(¥210), らんらんマーカー(¥630), はさみ(¥520), お道具箱(¥990), じゅうが帳(¥440), かこうせん②(¥430)	2年保育	年額 13,540円
	おたんじょう証書(¥350), おやつ用小皿(¥450), コップ(¥650), 名札(¥160), 氏名のゴム印(¥290), 補助バッグ(¥550), おたより帳とシール(¥800), 園のリュック(¥5,000), パステル(¥760), 粘土(¥530), 粘土板(¥400), 粘土ケース(¥380), 工作のり(¥210), らんらんマーカー(¥630), はさみ(¥520), お道具箱(¥990), じゅうが帳(¥440), もじとかず(¥460)	1年保育	年額 13,570円

園服代	体操帽	5/6 年保育	880 円		
	体操帽(¥880)、上靴(¥1,320)、トレーナー(¥2,700)、紺クォーターパンツ(¥1,430) 半袖Tシャツ(2枚組¥1,850)	1/2/3/4 年保育	男女共通 8,180 円		
園諸経費(月額) ※①	教材費※②	1,500 円	1/2/3 年保育	月額	9,200 円
	行事費※③	700 円			
	給食費(主食費+副食費)	主食費 1,500 円 副食費※④5,500 円	4/5/6 年保育	月額	2,200 円
	教材費※②	1,500 円			
行事費※③	700 円				
絵本代	こどものとも月刊絵本代	全園児	月額	460 円	
保険料	保育中の事故、けがに対する保険金 (独立行政法人 日本スポーツ振興センター 災害共済給付)	全園児	年額	270 円	
遠足代及び 園外保育費★	観光バス費用、入園料など	1/2/3 年保育		実費	
パイプ代★	メロディオン卓奏用パイプ(2023 年度徴収実績)	2 年保育	年額	490 円	
お泊り保育代★	観光バス費用、宿泊費など(2023 年度徴収実績)	1 年保育	年額	8,500 円	
アルバム代	卒園アルバムの製作費(2023 年度徴収実績)	1 年保育	年額	3,300 円	
IC カード代 (カードケース代込)	登降園システムに使用する IC カード(450 円) 及びカードを収納するカードケース(150 円)	全園児	配布時	600 円	

※① 園諸経費と絵本代の合計を、毎月徴収させていただきます。

※② 教材費は、日々の保育カリキュラムにおいて使用する、様々な教材(あそびを通しての経験や学び)に充当いたします。また、子どもたちの発達などについて専門的な視点からアドバイスをくださる作業療法士や、他日々の行事に関わってくださる様々な分野の専門家(英語あそびや運動あそび[すべて任意]等)などへの経費としても使用させていただいています。

※③ 行事費は、父母の日や七夕といった年間を通して園で催す行事において、使用する物品の経費や製作費に充当させていただきます。

※④ 年収 360 万円未満相当世帯および全ての世帯の第 3 子以降の子どもについては副食費の徴収は免除となります。但し、主食費については 1,2,3 年保育全員徴収です。

★ 2023 年度の園外保育の徴収実績としましては、3 歳児は 5,600 円、4・5 歳児は 6,000 円、(いずれも春と秋の遠足 2 回分合計)を遊戯施設入場料及び観光バス代として徴収いたしました。

以下、任意の負担金

入園協力金	法人運営及び園の建物設備の為	入園時のみ全員	入園時	5,000 円
ピアノ教室	3,4,5 才児を対象に、希望者のみ保育時間内の毎週水曜日に行ないます。ゼンボンピアノ教室の先生が指導いたします。	3,4,5 才児の希望者のみ	月額	6,000 円

※ 入園協力金につきましては、園の設備等、すべて子どもたちの処遇改善を目的として利用させていただいております。何卒ご理解ご協力の程、よろしく願いいたします。

2 延長保育に係る利用者負担

お仕事などの都合で、どうしても延長保育の利用をご希望される場合は、申し込みをしていただく必要があります。延長保育については、標準時間・短時間とも、別途費用が掛かります。

保育時間、および月極／臨時延長保育料は以下を参考にしてください。

		月曜日～金曜日	土曜日
標準時間認定 (7時～18時)	通常保育	7:00～18:00	7:00～17:00
	延長保育	18:00～19:00	
短時間認定 (8時半～16時半)	通常保育	8:30～16:30	8:30～16:30
	延長保育	7:00～8:30 16:31～19:00	7:00～8:30 16:31～17:00

月極延長保育利用料金		臨時延長保育利用料金	
短時間認定	7:00～8:30 及び 16:31～18:30 迄 は月額 3,000 円 18:31～19:00 は月額 3,500 円	短時間認定	7:00～8:30 及び 16:31～18:00 迄は 300 円 18:01 以降は 400 円 (1 日上限 400 円)
標準時間認定	18:01～18:30 は月額 3,000 円 18:31～19:00 は月額 3,500 円	標準時間認定	1 回一律 400 円 (1 日上限 400 円)
月極延長保育に登録していて、延長保育時間が超過した場合 1 回+200 円(超過時間問わず)			

※ 保育必要量について

保育の必要性の事由に応じ、保育を利用することができる時間を表しています。

「保育標準時間」… 1 日に最大 11 時間、利用することができます。

「保育短時間」…… 1 日に最大 8 時間、利用することができます。

ただしこれらの時間は上限であり、全員が 11 時間または 8 時間利用できるということではありません。実際の保育時間は、保育を必要とする状況を個別に確認したうえで決定します。

保育時間の決定のため、別途書類のご提出をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。